

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)	新(20250331 第2回懇談会付議時点)
(目次) 前文 第1章 総則(第1条 - 第7条) 第2章 基本的施策及び取組等(第8条 - 第11条) 第3章 配慮及び相談等に対する体制(第12条 - 第15条) 第4章 雑則(第16条・第17条) 付則 (前文) 日本国憲法は、基本的人権を保障し、人権の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利、そして法の下 の平等と差別の禁止をその理念としている。 (中略) しかしながら、現在においても女性、子ども、高齢者、障害者等の差別や偏見などをはじめとした人権課題が依然として存在している。 また、近年では社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害、ハラスメントのほか、性自認及び性的指向を理由とする差別や偏見など、人権課題はより複雑化かつ多様化している。 よってここに、区、区民及び事業者等がそれぞれの責務を果たし、互いに人権を尊重し、差別や偏見なく自分らしく生きることができる社会を実現するために、葛飾区はたゆみなく努力し続けることを決意し、この条例を制定する。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 区民 葛飾区内（以下「区内」という。）に在 住し、在勤し、又は在学する全ての個人をいう。 (3) 差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障	(目次) 前文 第1章 総則(第1条—第7条) 第2章 基本的施策及び取組等(第8条—第11条) 第3章 配慮及び相談等に対する体制(第12条—第15条) 第4章 人権施策推進会議(第16条—第23条) 第5章 雑則(第24条・第25条) 付則 (前文) 日本国憲法は、基本的人権を保障し、<u>個人</u>の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利、そして法の下 の平等と差別の禁止をその理念としている。 (中略) しかしながら、女性、子ども、高齢者、障害者等の差別や偏見などをはじめとした人権課題が依然として存在している。近年ではインターネット上の人権侵害、ハラスメントのほか、性自認及び性的指向を理由とする差別や偏見など、人権課題はより複雑化かつ多様化している。 <u>こうした社会情勢の変化を踏まえ、人々のきずなや地元への愛着が強く、下町人情あふれる土地柄が地域の魅力となっているかつしかにおいては、困った人に手を差し伸べ、足りないところは補い合う人々の優しさ、差別や偏見なく自分らしく生きることができる、人権尊重のまちづくりを目指していく。</u> よってここに、区、区民及び事業者等がそれぞれの責務を果たし、<u>全ての人が互いの人権と個人を尊重し、協力し合い、支え合うことにより、多様な可能性が開花する地域社会を実現するために</u>、葛飾区はたゆみなく努力し続けることを決意し、この条例を制定する。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 区民 葛飾区内（以下「区内」という。）に在 住し、在勤し、又は在学する個人をいう。 (3) 差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、職

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)	新(20250331 第2回懇談会付議時点)
害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (8)疾病等 後天性免疫不全症候群、ハンセン病等及び新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他の疾病 をいう。 (9)性別等 身体的・生物学的な性別、性自認、性的指向及びジェンダー表現を要素とした性のあり方をいう。 (11)犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。 (基本理念) 第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、互いの人権と個人を尊重し、協力し合い、支え合うことにより、多様な可能性が開花する地域社会の実現を目指すものとする。 (1) 全ての政策、施策及び事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現すること。 (区の責務) 第4条 区は、前条に規定する基本理念にのっとり、区民一人ひとりが人権と多様性を尊重し、これを認めるために必要な施策を総合的に推進するものとする。 2 区は、前項の規定による施策の推進に当たっては、区民、事業者等及び関係機関との連携及び調整を図るものとする。 (区民の責務) 第5条 区民は、社会のあらゆる分野の活動において、人権を尊重し、差別及び偏見をなくす社会を推進するよう努めるものとする。	<u>業、宗教、</u>障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。 (8)疾病 後天性免疫不全症候群、ハンセン病等及び新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他の疾病 をいう。 (9)性別等 身体的・<u>又は</u>生物学的な性別、性自認、性的指向及びジェンダー表現を要素とした性のあり方をいう。 (11)犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族等をいう。 (基本理念) 第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、協力し合い、支え合うことにより、多様な可能性が開花する地域社会の実現を目指すものとする。 (1) 全ての施策及び事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現すること。 (区の責務) 第4条 区は、前条に規定する基本理念にのっとり、区民一人一人が人権及び多様性を尊重し、これを認めるために必要な施策を総合的に推進するものとする。 2 区は、前項の規定による施策の推進に当たっては、区民、事業者等との連携及び調整を図るものとする。 (区民の責務) 第5条 区民は、社会のあらゆる分野の活動において、人権及び多様性を尊重し、差別及び偏見をなくす社会を推進するよう努めるものとする。

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)	新(20250331 第2回懇談会付議時点)
(事業者等の責務) 第6条 事業者等は、商品及びサービスの提供その他自らの事業を通じて、人権及び多様性の尊重に努めるものとする。 (禁止事項) 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (2) 相手の心身を傷つける暴力又は ハラスメント行為 (3) 個人の性別等に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にする行為 (5) 前各号に掲げるもののほか、差別を助長する一切の行為 (施策の推進) 第8条 区は、第4条第1項に規定する施策を推進するために、葛飾区人権施策推進指針を策定するものとする。 4 区は、社会教育その他生涯にわたって行われるあらゆる教育の場において、人権及び多様性を尊重し、これを認め合う意識を醸成するために必要な取組を行うものとする。 (犯罪被害者等に対する支援) 第10条 区は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、関係機関等との連絡調整を行うものとする。 2 区は、犯罪被害者等が置かれている状況及び二次被害に対する区民及び事業者等の理解を深めるため、第8条第2項の規定に基づき広報、啓発その他必要な施策を行うものとする。 (人権課題に関する取組) 第11条 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号	(事業者等の責務) 第6条 事業者等は、商品及びサービスの提供その他自らの事業を通じて、人権及び個人の尊重に努めるものとする。 (禁止事項) 第7条 何人も、<u>あらゆる場において、</u>次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (2) 相手の心身を傷つける<u>いかなる</u>暴力又は ハラスメント行為 (3) 性別等に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にする行為 (5) 前4号に掲げるもののほか、<u>差別及び差別を</u>助長する一切の行為 (施策の推進) 第8条 区は、第4条第1項に規定する施策を推進するために、葛飾区人権施策推進指針を策定するものとする。 4 区は、社会教育その他生涯にわたって行われるあらゆる教育の場において、人権及び個人のを尊重し、これを認め合う意識を醸成するために必要な取組を行うものとする。 (犯罪被害者等に対する支援) 第10条 区は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、関係機関等との連絡<u>及び</u>調整を行うものとする。 2 区は、犯罪被害者等が置かれている状況<u>並びに</u>二次被害に対する区民及び事業者等の理解を深めるため、第8条第2項の規定に基づき広報、啓発その他必要な施策を行うものとする。 (人権課題に関する取組) 第11条 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次に掲げる

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)	新(20250331 第2回懇談会付議時点)
に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (1) 男女平等社会（葛飾区男女平等推進条例（平成16年葛飾区条例第3号）第2条第1号に規定する男女平等社会をいう。）の実現に向けて、男女が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合うこと。 (7) 疾病等に起因する差別及び偏見を防止するため、知識を普及啓発すること。 (8) 性別等及び性的指向による区民等の理解を深めること。 第3章 配慮及び相談等に対する体制 （表現の自由等への配慮） 第12条 この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないよう配慮しなければならない。 （情報の発信及び拡散に当たっての配慮） 第13条 何人も、情報の発信及び拡散に当たっては、人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。 （相談等のに対する措置） 第15条 区は、前条に規定する相談等を受けたときは、必要な調査を行い、助言又は指導を行う等解決のための支援を行うものとする。	事項を教育し、及び啓発するものとする。 (1) 男女平等社会（葛飾区男女平等推進条例（平成16年葛飾区条例第3号）第2条第1号に規定する男女平等社会をいう。）の実現に向けて、男女が互いに人権を尊重し、その個性<u>及び</u>能力を十分に発揮し、協力し合うこと。 (7) 疾病等に起因する差別及び偏見を<u>防止すること。</u> (8) 性別等による区民等の理解を深めること。 第3章 配慮及び相談等に対する体制 （表現の自由等への配慮） 第12条 <u>何人も</u>、この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないよう配慮しなければならない。 （情報の発信及び拡散に当たっての配慮） 第13条 何人も、情報の発信に当たっては、人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。 （<u>相談等に対する措置</u>） 第15条 区は、前条に規定する相談等を受けたときは、必要な調査を行い、助言又は指導を行う等解決のための支援を行うものとする。
第4章 人権施策推進会議を追加(第16条から第23条)右記のとおり	第4章 人権施策推進会議 検討中 （設置） 第16条 区は、区民及び事業者等一人ひとりが人権と多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するため、葛飾区長（以下「区長」という。）の附属機関として、葛飾区人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。 （所掌事項） 第17条 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)	新(20250331 第2回懇談会付議時点)
	げる事項について審議し、答申すること。 検討中 (1) 人権課題に関する事項 (2) 人権施策の推進及び実施に関する事項 (3) 第7条の禁止事項に関する事項 (4) 第10条の犯罪被害者等に対する支援に関する事項 (5) 第15条の規定に基づく、区民及び事業者等からの人権侵害に関する相談等を受けた場合に必要となる調査方法、助言及び指導など、解決のための支援策に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 2 推進会議は、前項各号に掲げるもののほか、全ての人々の人権及び多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するために、必要と認めた事項については、区長に意見を述べることができる。 (組織) 第18条 推進会議は、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。 (委員の任期) 第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議の公開) 第20条 推進会議は、公開とする。ただし、推進会議が必要と認めるときは、この限りでない。 (調査) 第21条 推進会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。 (守秘義務)

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)	新(20250331 第2回懇談会付議時点)
第4章 雑則 (財政上の措置) 第16条 区は、人権施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (委任) 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。	第22条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委任) 第23条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。 検討中 第5章 雑則 (財政上の措置) 第24条 区は、人権施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (委任) 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。